

接待交際費とは？

Q1. 帳簿要件を充たせば、50%損金算入が選択でき、5,000円基準を満たせば、損金算入が認められる接待飲食費とは、どのようなものでしょうか？

➡ 50%損金算入における接待飲食費は、5,000円基準の接待飲食費と同様です。
「飲食その他これに類する行為のために要する費用(社内飲食費を除く)」と定義されています。

Q2. ゴルフ接待に伴う飲食費は接待飲食費になりますか？

➡ ゴルフ・観劇等の催事に際しての飲食は、催事を主目的とする一連の行為の一部として実施されるもので、飲食が単独で行われるものではなく、接待飲食費には該当せず交際費等として扱われることになります。

Q3. 社内飲食費とはどのようなものでしょうか？

➡ 「社内飲食費」とは、飲食その他これに類する行為のために要する費用であって、専ら当該法人の役員もしくは従業員又はこれらの親族に対する接待等のために支出するものをいいます。自社の役員・従業員(親族を含む)以外の者(関係会社の役員等も自社以外)の接待等のために支出する飲食費は、社内飲食費には該当しない事になります。

Q4. 飲食費とは？

➡ 飲食費に含まれるものとしては、飲食等のテーブルチャージ・会場費用、得意先等の行事等への差入弁当代、飲食店で提供される飲食物のお土産代が例示されています。接待先の飲食店への得意先等の送迎費用、飲食物の贈答費用は、飲食費に該当しないものとして例示されています。

Q5. 帳簿書類への記載事項

➡ 5,000円基準飲食費の帳簿記載事項は、飲食等のあった年月日、飲食等に参加した得意先等の氏名及び関係、飲食等に参加した者の数、飲食費の額、飲食店の名称、所在地、その他飲食費であることを明らかにするために必要な事項、となっています。なお、50%損金算入のための帳簿記載事項は、飲食等に参加した者の数を除いたものになっています。

Q6. 定額控除と50%損金算入の選択

➡ 資本金1億円以下の中小法人の場合、800万円定額控除と50%損金算入のいずれか有利な方を選択することができます。